

7 公財高評第 49 号
令和 7 年 6 月 20 日

各大学
機関長 殿

公益財団法人日本高等教育評価機構
理事長 安井 利一



(印影印刷)

令和 8 年度に実施する大学機関別認証評価の申請について（通知）

拝啓 貴大学におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の評価事業について、特段のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、早速ですが、当機構が令和 8 年度に実施する「大学機関別認証評価」（以下「認証評価」という。）に関する申請について、ご案内いたします。

つきましては、認証評価を申請する大学は、下記により手続きを行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 認証評価の対象

令和 8 年 4 月 1 日において、完成年度を経た大学を認証評価の対象とします。

2. 申請手続き等

- (1) 認証評価を申請する大学は、「大学機関別認証評価申請書」（以下「様式 1」という。）、「大学の概況についての調査書」（以下「様式 2」という。）及び「実地調査日程に関する調査書」（以下「様式 3」という。）に所要事項を記入の上、7 月 1 日から 7 月 31 日（土日を除く。）（必着）までに当機構へ郵送により提出してください。
- (2) 様式 1、様式 2 及び様式 3 は、当機構ホームページ(<https://www.jiheer.or.jp>)からダウンロードできますので、ご活用ください。
- (3) 様式 2 については、郵送のほか、メール(shien@jiheer.or.jp)での送信もお願いいたします。
- (4) 認証評価の申請を受理した大学に対しては、「認証評価申請受理通知書」を送付します。

3. 評価料

詳細は、添付の「大学機関別認証評価評価料に関する規程」をご参照ください。

※評価料は、受審年度の学部・研究科の状況により積算します。令和 8 年度新設の学部・研究科は、評価料を徴収することとなりますので、ご注意ください。

4. 評価料の納入

認証評価を申請した大学へは、令和 8 年 4 月上旬に評価料請求書を送付しますので、令和 8 年 4 月末日までに当機構の指定する振込先に評価料を納入くださいますようお願いいたします。（振込手数料は、認証評価を申請した大学の負担とします。）

5. 申請書送付先

〒102-0073

東京都千代田区九段北 4-2-11 第 2 星光ビル 2 階

公益財団法人 日本高等教育評価機構 評価事業部 大東 宛

※封筒の表面に「大学機関別認証評価申請書在中」と朱書きで表示してください。

【添付書類】

1. 大学機関別認証評価評価料に関する規程

2. 会員規則

※当機構の大学機関別認証評価実施大綱及び評価基準については、当機構ホームページに掲載しておりますので、併せて参照してください。

以上

本件連絡先

公益財団法人日本高等教育評価機構 評価事業部 大東／永井

TEL : 03-5211-5181 / FAX : 03-5211-5132